

令和7年度税制改正大綱(資産税)

改正趣旨

「将来に夢や希望と安心を持てる、公正で活力ある社会を目指すための税制」を構築
改正内容

1. 事業承継税制の内容見直し

円滑な世代交代を通じた生産性向上の課題が待ったなし

→法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について見直し

後継者の役員就任期間が3年以上である要件が撤廃された

→贈与時点で(就任期間関係なく)役員に就任していること

個人版事業承継税制の特例措置における事業従事要件について見直し

後継者の事業従事期間が3年以上である要件が撤廃された

→贈与時点で(従事期間関係なく)事業に従事していること

※株式移転を実行する最終期限は延長しない。(実行期限：令和9年12月末のまま)

認定医療法人制度の適用要件の一部見直し

社会保険診療等に係る収入金額の合計額 \geq 全収入金額の80%

社会保険診療等に係る収入金額について補助金を含める

医療診療による収入 \leq 患者のために直接必要な経費 \times 150%

医療診療による収入金額範囲に補助金等を含める

2. 結婚子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

現在「こども未来戦略」の集中取組期間(令和8年度まで)の最中であることを勘案

→適用期限2年延長(令和7年3月31日まで → 令和9年3月31日まで)

3. その他

物納制度における物納許可限度額等の計算方法の見直し

計算に用いられる延納年数は納期限等における申請者の平均余命の年数を上限とする

(参考)計算方法

相続税

△ 金銭で納付可能な金額

△ 延納により納付できる金額 ←(年間収入－生活費等) \times 最長延納年数

物納可能金額

従来…最長20年

大綱…納期限時点における申請者の平均余命

非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の算定方法についての見直し

以下のケースにおける処理方法について条文上不明確だったため明確化・適正化させる

① 資産の額と負債の額が同額であったため、対価の支払いを行わなかった場合

(いわゆる対価ゼロ型)のうち、

・資産及び負債の評価を行った場合

② 合併会社・被合併会社共に株主構成が同一であるため、対価の支払いを省略した

(いわゆる対価省略型)のうち、

・受け入れる資産の金額が負債の金額を超えており、

かつ、

・資産及び負債の評価を行っていない場合